

## 関西国際空港環境監視機構規約

### (目的)

第1条 この監視機構は、関西国際空港（連絡橋を含む。以下「空港」という。）の建設・運用及びこれと密接に関連する事業（以下「関連事業」という。）の実施によって、環境面及び社会・経済面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、空港若しくは関連事業の各事業主体又は地方公共団体により行われた環境監視等のデータを収集、検討等を講ずることにより、もって地域住民の快適かつ安定した生活に資することを目的とする。

### (名称)

第2条 この監視機構は、「関西国際空港環境監視機構」（以下「監視機構」という。）という。

### (監視対象)

第3条 監視機構において行う監視対象は、環境面においては、空港の建設・運用並びに関連事業の実施に伴う生活環境及び自然環境とし、社会・経済面においては、泉州地域の物価及び地価とする。

### (業務内容)

第4条 監視機構は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 空港及び関連事業の各事業主体に対する適切な環境監視方法についての助言
- (2) 空港若しくは関連事業の各事業主体又は地方公共団体により行われた生活環境及び自然環境に関する環境監視データの収集及び検討
- (3) 生活環境及び自然環境に関する調査
- (4) 物価・地価に関する監視データの収集及び検討
- (5) 前三号に掲げる業務に関し必要に応じた対策の要請及び勧告
- (6) 第1号から第5号に掲げる業務に関する資料の作成及び公開
- (7) 関係機関との連絡及び調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的の達成に必要な業務

### (組織等)

第5条 監視機構は、大阪府、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町（以下「関係地方公共団体」という。）の長をもって構成する。

- 2 前項に掲げる構成員（以下「構成員」という。）に事故あるとき又は構成員が欠けたときは、当該構成員があらかじめその属する地方公共団体の職員の中から指名する者が議事に参与することができる。
- 3 監視機構に会長を置き、大阪府知事をもってこれに充てる。
- 4 監視機構に副会長を置き、会長が構成員の中からこれを指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。
- 6 監視機構の会議は、会長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

(部会)

第6条 監視機構に、その業務を補助させるため、環境面に関する事項を担当する環境部会並びに社会・経済面に関する事項を担当する物価部会及び地価部会を置く。

2 部会員は、関係地方公共団体の長が推薦する職員等の中から、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が部会員の中からこれを指名する。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ部会員の中から指名するものをもってこれに充てる。

5 部会の会議は、部会長が必要に応じ召集し、これを主宰する。

6 次に掲げる業務については、部会の決定をもって監視機構の決定とする。

(1) 環境部会

イ 第4条第1号及び第2号に掲げる業務

ロ 第4条第3号、第5号から第8号に掲げる業務のうち軽易なもの（環境面に関する事項に限る。）

(2) 物価部会

イ 第4条第4号から第8号に掲げる業務のうち軽易なもの（物価に関する事項に限る。）

(3) 地価部会

イ 第4条第4号から第8号に掲げる業務のうち軽易なもの（地価に関する事項に限る。）

7 部会長は、前項の決定があったときは、その結果を監視機構に報告しなければならない。

8 部会長は、部会に分科会を置くことができる。

9 その他部会に関し必要な事項は、部会長がこれを定める。

(関西国際空港環境監視検討委員会)

第7条 監視機構に、その求めに応じ、監視データ及び対策等について専門的な事項を調査、検討させるため、関西国際空港環境監視検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、環境又は社会・経済に関し学識経験を有する者の中から、会長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 検討委員会に、特別の事項を調査、検討させるため、専門委員若干名を置くことができる。

6 専門委員には、学識経験を有する者から、会長が委嘱する。

7 専門委員は、当該事項に関する調査、検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 その他検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 監視機構に事務局を置く。

2 事務局は、大阪府に置く。

(経費)

第9条 監視機構の経常経費は、大阪府の負担とする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、監視機構の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、昭和61年2月28日から施行する。

附則

この規約は、昭和62年9月28日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、会長が別に定める日から施行する。(昭和62年11月1日)

附則

この規約は、平成3年10月1日から施行する。

附則

この規約は、平成10年11月20日から施行する。

附則

この規約は、平成25年3月19日から施行する。